

市町村議会で議決した意見書（令和7年9月分）

No.	市町村名	件名	議決年月日
1	岩手町	「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書	R7.9.12
2	岩手町	ゆたかな学びの実現・教職員定数改善・教育予算の拡充を求める意見書	R7.9.12
3	西和賀町	米の安定供給と農業基盤強化に向けた施策の推進を求める意見書	R7.9.12
4	金ケ崎町	「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書	R7.9.12
5	金ケ崎町	消費税率一律5%以下への引き下げと消費税インボイス制度の廃止を求める意見書	R7.9.12
6	矢巾町	「刑事訴訟法の再審規定(再審法)」の改正を求める意見書	R7.9.19
7	矢巾町	「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書	R7.9.19
8	矢巾町	ゆたかな学びの実現及び教職員定数改善並びに教育予算の拡充を求める意見書	R7.9.19
9	大船渡市	「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書	R7.9.25
10	大船渡市	「第3期県立高等学校再編計画(当初案)」の沿岸南部地区における大船渡東高等学校食物文化科の募集停止に関する意見書	R7.9.25

市町村議会名	意見書の内容
岩手町	<p>【議決年月日】令和7年9月12日</p> <p>【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣</p> <p>【件名】「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書</p> <p>今、学校現場では、不登校の児童・生徒数が小・中・高等学校を合わせて41万人を超えるという深刻な状況が、文部科学省の2024年度調査により明らかになっています。小・中学校では11年連続の増加、高等学校においても過去最多となり、子どもたちの学びや成長の機会が脅かされています。加えて、子どもの貧困・いじめ・虐待・自殺・そして教職員不足、なり手不足など、教育を取り巻く課題は山積しています。さらに、教職員の長時間労働の実態も依然として改善されず、教材研究や授業準備といった教育の本質にかかわる業務に十分な時間を確保できない状況です。</p> <p>このような中、次期学習指導要領の改訂は、子どもたちのゆたかな学びの保障や、教職員の働き方改革の実現に深くかかわるものであり、その見直しが喫緊の課題となっています。とりわけ、現在の「カリキュラム・オーバーロード」（国の教育課程基準に基づき、学校が定めた教育課程の時数と内容が過多になっていて、子どもや教職員に過大な負担がかかっている状態）の状態を抜本的に改善するためには、指導内容の精選および標準授業時数の削減が必要不可欠です。</p> <p>よって、国においては、次の措置が講じられるよう、意見書を提出いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 子どもたちのゆたかな学びを保障するため、学習指導要領の内容の精選等を行い、「カリキュラム・オーバーロード」の状態を早期に改善すること。</p> <p>※「カリキュラム・オーバーロード」とは  国の教育課程基準にもとづき、学校が定めた教育課程の時数と内容が過多（教育課程の過積載）になっていて、子どもや教職員に過大な負担がかかっている状態。</p> <p>以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。</p>

市町村議会名	意見書の内容
岩手町	<p>【議決年月日】令和7年9月12日</p> <p>【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣</p> <p>【件名】ゆたかな学びの実現・教職員定数改善・教育予算の拡充を求める意見書</p> <p>「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」の2021年施行により、公立小学校の全学年で学級編制基準が35人に段階的に引き下げられました。また、「公立の義務教育諸学校等の給与等に関する特別措置法」の一部改正（2025年7月）により、附則に2026年度から中学校でも段階的に35人に引き下げられることが盛り込まれましたが、高等学校での早期引き下げも望まれています。岩手県においては、国に先だって2019年度から公立のすべての小・中学校で35人の学級編制となりましたが、高等学校の学級編制基準は未だ40人のままであり、引き下げには至っていません。</p> <p>2024年4月4日公表の文部科学省による教員勤務実態調査（2022年度）集計【確定値】では、時間外在校等時間の月平均が「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」（文科省指針）が示す上限の45時間を超えている教員が小学校で約65%、中学校で約77%、過労死ライン（80時間）を越える教員が、小学校で約14%、中学校で約37%に上ります。2016年度調査と比較すると、平日の在校等時間は減少したものの、自宅等へ持ち帰る業務時間が増加しており、大きく改善されたとは言えず、子どもたちに向き合うための十分な時間確保は困難な状況です。それどころか、精神疾患による休職者の数は増加の一途をたどり、更に、病休者や産育休者の代替が見つからず、未配置状況が慢性化しています。子どもたちの多様化が一層進展するなどの状況下において、貧困・いじめ・不登校・ヤングケアラー・性の不一致・保護者への対応など、学校現場で解決すべき課題もまた多様化していることが、教職員の長時間労働に拍車をかけている状況です。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、さらなる学級編制基準の引き下げ、少人数学級を実現するとともに、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。</p> <p>全国を見ると、自治体によっては独自財源で人的措置等を行っている自治体もありますが、岩手県では県単独予算による教員配置は講じられていないなど、自治体の財政状況により義務教育に格差が生じています。子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。教育の機会均等と水準の維持向上のためには、国が責任をもって地方自治体における教育予算を確保することが不可欠です。</p> <p>こうした観点から、2026年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、意見書を提出いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>&lt; 請願事項 &gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、小・中学校におけるさらなる学級編制基準の引き下げ等、少人数学級について検討すること。</li> <li>2. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、教職員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。</li> <li>3. 自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう加配定数の削減は行わないこと。</li> <li>4. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財源における教育予算の確保を国の責任において行うこと。</li> </ol> <p>以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。</p>

市町村議会名	意見書の内容
西和賀町	<p>【議決年月日】令和7年9月12日</p> <p>【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、内閣官房長官</p> <p>【件名】米の安定供給と農業基盤強化に向けた施策の推進を求める意見書</p> <p>今般の米価の高騰は、消費者にとって重い負担になっていることに加え、中食外食業者や学校・病院給食等においては、事業の継続に関わる問題となっている。政府備蓄米の放出により一定の価格下落傾向は見られるものの、依然として国民の生活に大きな影響を及ぼしている。</p> <p>一方、生産現場においては、農業生産資材価格等の高騰が深刻化しており、経営が圧迫されている状況が続いている。また、50年余に及ぶ生産調整施策により、転作作目の増加と稲作の減少、生産者の高齢化と担い手不足など、国内農業生産体制の脆弱化が進んでいる。</p> <p>こうした状況の下、食料・農業・農村基本法に規定される、良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれ入手できる状態の確保に向けた政策転換が求められている。よって、国においては、米の安定供給体制の確立と農業基盤強化のため、次の措置を講ずるよう強く要望する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 実質的な生産調整につながる制度全体の実態を再検証するとともに、政府備蓄の拡充及びインバウンド需要による外食産業における米需要の高まりを見越した国内生産量の拡大に取り組むこと。</li> <li>2 拙速なミニマムアクセス米の主食用米への利用拡大や外国産米の輸入拡大は行わず、国内生産力の確保に取り組むこと。</li> <li>3 稲作農業の再生産に必要な経費を保障し、消費者が買い続けられる小売価格を維持するために生産に係る経費と小売価格との差額を補填するとともに、人手不足への対応など生産者に対する負担軽減策を実施すること。</li> <li>4 米の流通ルートの点検を可能にする制度設計や増産時における輸出ルートの確保により、米の価格安定を図ること。</li> <li>5 若者、新規就農者、地域農業法人への支援を強化し、持続可能な担い手確保の支援制度を整備すること。</li> <li>6 飼料用米、加工用米、輸出用米など、国内向け主食用米以外に係る生産販売支援制度を充実させること。</li> <li>7 農地の維持、活用を前提とした環境保全型農業への転換を進めること。</li> </ol> <p>以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。</p>

市町村議会名	意見書の内容
金ヶ崎町	<p>【議決年月日】令和7年9月12日</p> <p>【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、内閣官房長官</p> <p>【件名】「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書</p> <p>現在、国の中央教育審議会「教育課程企画特別部会」において、10年に一度見直しが行われる次期学習指導要領改訂に向けて議論が行われており、2026年度中に答申・改訂を行うとしています。</p> <p>文部科学省の調査（2024年12月）からは、小・中・高を合わせると41万人を超える不登校の子ども数が報告され、特別支援学級や特別支援学校に在籍する子どもたちの数も、過去最多を記録しています。この一因として、この間の学習指導要領が改訂の度に内容が難しくなるとともに、教科書のページ数も増えており、子どもたちの負担になっていることも考えられます。また、学校現場では慢性的な教職員不足も続いており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。</p> <p>学習指導要領の改訂は、子どもたちのゆたかな学びの保障や、教職員の「働き方改革」に大きくかかわります。「カリキュラム・オーバーロード」（国の教育課程基準に基づき、学校が定めた教育課程の時数と内容が過多になっていて、子どもや教職員に過大な負担がかかっている状態）等を改善することが喫緊の課題です。このため、次期学習指導要領の内容の精選や、標準授業時数の削減が強く求められます。</p> <p>こうした観点から、下記事項が実現されるよう、要望します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>子どもたちのゆたかな学びを保障するため、「カリキュラム・オーバーロード」の早期改善のため、学習指導要領の内容の精選等を行うこと。</p> <p>以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。</p>

市町村議会名	意見書の内容
金ヶ崎町	<p>【議決年月日】 令和7年9月12日</p> <p>【提出先】 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣</p> <p>【件名】 消費税率一律5%以下への引き下げと消費税インボイス制度の廃止を求める意見書</p> <p>国民は長引く物価高に苦しんでいます。日銀「生活意識アンケート」(2025年6月)では生活に「ゆとりがない」と感じる人が60%超にのびりました。帝国データバンク「倒産集計 2025年上半期」によれば、12年ぶりに5,000件を超えた倒産企業の大半が中小企業です。</p> <p>中小事業者は人手不足や賃上げ圧力が強まる中で必死の努力を続けていますが、価格転嫁はままならず、経営悪化に拍車がかかる状況です。インボイス制度によって課税業者にされた売上高1,000万円以下の小規模事業者は、消費税を納めるために貯蓄を取り崩し、借り入れをするなど、苦しめられています。</p> <p>2025年7月の参院選では物価高対策をめぐり、給付金と消費税減税が一大争点となりました。</p> <p>世界では、110の国・地域で付加価値税(消費税)の減税が実施され、ベトナムは10%から8%への減税を2026年末まで延長しました。マレーシアは2018年の選挙結果を受け消費税を廃止しています。</p> <p>こうした情勢を鑑み、消費税率を一律5%以下に引き下げ、インボイス制度を廃止するよう求めます。</p> <p>以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。</p>

市町村議会名	意見書の内容
矢 巾 町	<p>【議決年月日】令和7年9月19日</p> <p>【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、内閣官房長官</p> <p>【件名】「刑事訴訟法の再審規定(再審法)」の改正を求める意見書</p> <p>間違った裁判で有罪判決が確定した人が裁判をやり直す再審は、無実の人を救済する最後の手段です。しかし再審請求を始めてから無罪になるまでに何十年もの年月を要する実態があります。</p> <p>気の遠くなるような長い年月、自由や人としての尊厳も奪われ、家族や親しい人たちとも切り離されたまま、取り返しのない歳月を人生から刻み取られた果てに無罪になったとして、果たして救済といえるか疑問であります。</p> <p>これまでの再審の結果無罪判決となった事例においては、捜査機関で集めた全証拠のうち、有罪立件の観点にそぐわず提示しなかった証拠が、裁判のやり直しの決め手となったことは多くの国民に衝撃を与えています。</p> <p>また、再審の決定が出されても、検察が、やり直しの裁判において有罪を立証する機会が与えられているにもかかわらず、不服申し立てをすることによって再審に数年から数十年という時間を要し、無実の者の救済が遅れてしまうのが実情です。</p> <p>無実の者を誤った裁判から迅速に救済するために、下記事項について「刑事訴訟法の再審規定(再審法)」の改正を行うことを要請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 再審に際し捜査機関で集めた証拠を全面開示すること。</li> <li>2 再審開始決定に対する検察官の不服申し立てに対し制限を加えること。</li> </ol> <p>以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。</p>

市町村議会名	意見書の内容
矢 巾 町	<p>【議決年月日】令和7年9月19日</p> <p>【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣</p> <p>【件名】「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書</p> <p>今、学校現場では、不登校の児童・生徒数が小・中・高等学校を合わせて41万人を超えるという深刻な状況が、文部科学省の2024年度調査により明らかになっています。小・中学校では11年連続の増加、高等学校においても過去最多となり、子どもたちの学びや成長の機会が脅かされています。加えて、子どもの貧困・いじめ・虐待・自殺・そして教職員不足、なり手不足など、教育を取り巻く課題は山積しています。さらに、教職員の長時間労働の実態も依然として改善されず、教材研究や授業準備といった教育の本質にかかわる業務に十分な時間を確保できない状況です。</p> <p>このような中、次期学習指導要領の改訂は、子どもたちのゆたかな学びの保障や、教職員の働き方改革の実現に深くかかわるものであり、その見直しが喫緊の課題となっています。とりわけ、国の教育課程基準に基づき、学校が定めた教育課程の時数と内容が過剰になり、子どもや教職員に過大な負担となる、現在の「カリキュラム・オーバーロード」の状態を抜本的に改善するためには、指導内容の精選及び標準授業時数の削減が必要不可欠です。</p> <p>つきましては、下記の措置を講じられるよう強く要請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 子どもたちのゆたかな学びを保障するため、学習指導要領の内容の精選等を行い、「カリキュラム・オーバーロード」の状態を早期に改善すること。</p> <p>以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。</p>

市町村議会名	意見書の内容
矢 巾 町	<p>【議決年月日】令和7年9月19日</p> <p>【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣</p> <p>【件名】ゆたかな学びの実現及び教職員定数改善並びに教育予算の拡充を求める意見書</p> <p>2021年の法改正により、小学校の学級編制基準は、2025年度までに35人に引き下げられました。また、中学校においても、2026年度から段階的に35人に引き下げられることになりましたが、高等学校での早期引き下げも望まれています。岩手県においては、国に先だって2019年度から公立のすべての小・中学校で35人の学級編制となりましたが、高等学校の学級編制基準はいまだ40人のままであり、引き下げには至っていません。</p> <p>また、教職員の超過勤務の課題については、文部科学省による教員勤務実態調査の2022年度調査と2016年度調査を比較すると、平日の在校等時間は減少したものの、自宅等へ持ち帰っての業務時間が増加しており、大きく改善されたとは言えず、子どもたちに向き合うための十分な時間確保は困難な状況です。それどころか、精神疾患による休職者の数は増加の一途をたどり、更に、病休者や産育休者の代替が見つからず、未配置状況が慢性化しています。子どもたちの多様化が一層進展するなどの状況下において、貧困・いじめ・不登校・ヤングケアラー・性の不一致・保護者への対応など、学校現場で解決すべき課題もまた多様化していることが、教職員の長時間労働に拍車をかけている状況です。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、さらなる学級編制基準の引き下げ、少人数学級を実現するとともに、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。</p> <p>全国を見ると、自治体によっては独自財源で人的措置等を行っている自治体もありますが、岩手県では県単独予算による教員配置は講じられていないなど、自治体の財政状況により義務教育に格差が生じています。子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。教育の機会均等と水準の維持向上のためには、国が責任をもって地方自治体における教育予算を確保することが不可欠です。</p> <p>よって、国会及び政府におかれましては、地方教育行政の実情を十分に認識され、2026年度政府予算編成において、下記の措置を講じられるよう強く要請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、小・中学校におけるさらなる学級編制基準の引き下げ等、少人数学級について検討すること。</li> <li>2 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、教職員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。</li> <li>3 自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう、加配定数の削減は行わないこと。</li> <li>4 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財源における教育予算の確保を国の責任において行うこと。</li> </ol> <p>以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。</p>

市町村議会名	意見書の内容
大船渡市	<p>【議決年月日】令和7年9月25日</p> <p>【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣</p> <p>【件名】「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書</p> <p>今、学校現場では、不登校の児童・生徒数が小・中・高等学校を合わせて41万人を超えるという深刻な状況が、文部科学省の2024年度調査により明らかになっています。小・中学校では11年連続の増加、高等学校においても過去最多となり、子どもたちの学びや成長の機会が脅かされています。加えて、子どもの貧困・いじめ・虐待・自殺、そして教職員不足・なり手不足など、教育を取り巻く課題は山積しています。さらに、教職員の長時間労働の実態も依然として改善されず、教材研究や授業準備といった教育の本質にかかわる業務に十分な時間を確保できない状況です。</p> <p>このような中、次期学習指導要領の改訂は、子どもたちのゆたかな学びの保障や、教職員の働き方改革の実現に深くかかわるものであり、その見直しが喫緊の課題となっています。とりわけ、現在の「カリキュラム・オーバーロード」（国の教育課程基準に基づき、学校が定めた教育課程の時数と内容が過多になっていて、子どもや教職員に過大な負担がかかっている状態）の状態を抜本的に改善するためには、指導内容の精選が必要不可欠です。また、地域においては、特色ある学校づくりのため、伝承活動等も課外時間等に行われているところでもあります。これらの実態もふまえ、特別活動を含めた形での全体の学習内容の見直しを、学習指導要領の改定の時期に合わせて行う必要があります。</p> <p>以上の趣旨から、「カリキュラム・オーバーロード」の改善のために、次期学習指導要領の内容の精選を行うよう、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 子どもたちのゆたかな学びを保障するため、学習指導要領の内容の精選等を行い、「カリキュラム・オーバーロード」の状態を早期に改善すること。</p> <p>以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出いたします。</p>

市町村議会名	意見書の内容
大船渡市	<p>【議決年月日】令和7年9月25日</p> <p>【提出先】岩手県知事、岩手県教育委員会</p> <p>【件名】「第3期県立高等学校再編計画（当初案）」の沿岸南部地区における大船渡東高等学校食物文化科の募集停止に関する意見書</p> <p>岩手県教育委員会が発表した「第3期県立高等学校再編計画（当初案）」において、気仙地域では令和10年度に大船渡東高等学校食物文化科及び高田高等学校海洋システム科を募集停止とする方向性が示されています。</p> <p>しかしながら、これらの学科は、気仙地域の基幹産業と密接に結びつき、食産業や水産業の次世代を支える人材の育成に直結してきました。特に大船渡東高等学校食物文化科は、調理師資格の取得を目指す専門的な学びを通じて多くの卒業生を地域へ送り出してきたほか、地域団体や企業と連携し、地元食材を活かした商品開発など実践的な学びを展開し、地域資源の活用と魅力発信に大きく寄与してきました。</p> <p>こうした学科の存在は、単に進学・就職の教育にとどまらず、地域経済を支え、地域の誇りや魅力を次世代に継承する役割を担っています。そのため、学科の削減は子どもたちの進路選択の幅を狭め、教育機会の縮小を招くとともに、地域産業の振興や担い手育成、さらには地域の存続にも深刻かつ長期的な影響を与えることが強く懸念されます。</p> <p>また、生徒数減少が続くなかでも、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律に定められた1学級40名の定員規定は依然として大きな制約となっており、地方における多様な学びや少人数教育の実現を困難にし、地域の実情に応じた柔軟な教育体制の構築を妨げています。</p> <p>地域住民や商工業関係者からも「地域に必要な学科」との強い存続要望が寄せられており、反対の声が広がっています。こうした地域の切実な声を十分に受け止め、慎重な議論と見直しが必要であります。</p> <p>よって、大船渡市議会は、県立高等学校再編において地域の声を十分に尊重し、以下の事項について強く要望いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 大船渡東高等学校食物文化科、高田高等学校海洋システム科の募集停止における地域産業・人材育成への影響を十分に考慮し、計画を再検討すること。</li> <li>2 大船渡東高等学校における食物文化科の存続にあたっては、調理師養成の機能を残すこと。</li> <li>3 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の規定に基づく学級40名について、少人数学級の導入とそれに伴う教職員の配置に係る経費負担について、更に国に対し要望を行うこと。</li> </ol> <p>以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出いたします。</p>